

財務省告示第百三十八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第一項の規定に基づき、指定保税地域として次の場所を指定する。

平成十七年四月一日

財務大臣 谷垣 禎一

関門港ひびきコンテナターミナル指定保税地域

土地

福岡県北九州市若松区深町一丁目所在の修多羅三等三角点（北緯三三度五四分五五秒〇八、東経一三〇度四七分五三秒八七）から三〇二度三〇分〇一秒の方向へ引いた線上三、二二八・七九メートルの地点を起点として、同起点から〇度〇一分三四秒の方向に引いた線上三四〇・〇〇メートルの地点、同地点から二七〇度〇〇分三五秒の方向へ引いた線上四一・五三メートルの地点、同地点から二七〇度〇〇分三七秒の方向へ引いた線上七三三・五三メートルの地点、同地点から一七七度

二六分五九秒の方向へ引いた線上二・八三メートルの地点、同地点から一八〇度〇一分〇五秒の方向へ引いた線上四九七・〇八メートルの地点、同地点から九〇度〇〇分〇〇秒の方向へ引いた線上五一四・六〇メートルの地点、同地点から〇度〇一分〇六秒の方向へ引いた線上九六・四九メートルの地点、同地点から二七〇度〇〇分三七秒の方向へ引いた線上九九・七〇メートルの地点、同地点から〇度〇一分〇四秒の方向へ引いた線上二二四・四三メートルの地点、同地点から九〇度〇〇分三七秒の方向へ引いた線上三一八・四九メートルの地点、同地点から一八〇度〇〇分〇〇秒の方向へ引いた線上二六一・一〇メートルの地点と起点を順次直線で結んだ線によって囲まれる土地二八八、一一四・八〇平方メートル